

プールにおける安全確保のための緊急アピール

平成18年 8月10日

プールにおける事故対策に関する
関係省庁連絡会議 申し合わせ

水泳プールは、本来、利用者にとって楽しく健康を増進することのできる場ですが、そのためには安全確保が十分に図られることが不可欠です。

したがって、プールの管理者は、自らの責任において、安全確保のため万全を期していただく必要があります。

関係省庁においても、従来から、子どもを含む利用者の安全確保のために執るべき措置等について通知を発出するなど、プールの管理に携わる関係者の注意を促してきたところです。

しかし、最近判明した事実を踏まえ、また、折しもプール利用者の大変多い時期であることに鑑み、関係省庁（内閣官房、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等）の連携により、あらためて全国のプールの安全確保のための緊急自主点検を行っていただくよう、全国の関係者に呼びかけることとしました。各管理者におかれては、別添「プールの安全確保のための緊急自主点検について」により、それぞれの責任において自主点検を行い、その結果を施設の入口等に掲示していただくようお願いいたします。

今回の要請は、各管理者に対し法令上の義務を課すものではありませんが、関係の皆様方におかれては、プールにおける安全確保のため、積極的に対応していただくよう御協力をお願いいたします。

プールの安全確保のための緊急自主点検について

1. 概要

水泳プールの各管理者（※）において、プールの安全確保のため、緊急自主点検を行うとともに、その結果を掲示していただく。

（※管理委託等が行われている場合には、管理について実質的に責任を負う者）

2. 呼びかけ方法

関係省庁から全国の水泳プールの管理者に下記により呼びかけ。

【国立施設（独立行政法人、国立大学法人等の施設を含む。）】…各省庁

【公立施設】

- ・学校（私立学校を含む。）及び教育委員会所管施設…文部科学省
- ・都市公園…国土交通省
- ・その他の公立施設…総務省

【民間施設】

- ・市町村を経由した呼びかけ…総務省
- ・保健所を経由した呼びかけ…厚生労働省
- ・関係業界団体等を経由した呼びかけ…経済産業省等

3. 緊急点検項目

(1)施設関係

①点検対象

- ・プール水槽内の水を排除するための排水口
- ・循環濾過装置や起流ポンプ等へ吸水するための環水口

②点検項目

- ・鉄蓋、金網、吸い込み防止金具等がネジ・ボルト等で堅固に固定されているか
- ・その他管理者が重要と考える項目

(2)管理運営関係

①点検対象

- ・監視体制

②点検項目

- ・監視員が適切に配置されているか
- ・監視員に対してプールの施設・構造や監視業務について十分な指導を行なっているか
- ・その他管理者が重要と考える項目

4. 実施時期

可能な限り速やかに実施。

5. 掲示方法

別紙の掲示例を参考に、プールの入口等に掲示。